

富山西ショートステイ（短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護）
運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人社団親和会が開設する富山西ショートステイ（以下「事業所」という。）が実施する指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。事業所は要介護状態もしくは要支援状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定短期入所生活介護等のサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、利用者の心身の状態を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を居宅において営むことができるよう、介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持、向上並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

- 2 事業所は、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うとともに、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常に改善を図るものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、関係自治体、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、他の保健・医療又は福祉サービスを提供するものと密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めるとともに、地域や家族との結びつきも重視した運営を行う。

（事業所の名称及び所在地等）

第3条 事業所の名称、所在地は次のとおりとする。

- （1）事業所名 富山西ショートステイ
- （2）開設年月日 平成29年11月1日
- （3）所在地 富山県富山市婦中町下轡田1010番地
- （4）電話番号 076-461-5588 FAX番号 076-461-5566
- （5）管理者名 立原 佐由子

（従業者の職種、員数）

第4条 事業所の従業者の職種、員数は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名
- （2）医師 1名以上
- （3）生活相談員 1名以上

- (4) 看護職員 介護職員とあわせて利用者 3 名ごとに 1 名以上
- (5) 介護職員 看護職員とあわせて利用者 3 名ごとに 1 名以上
- (6) 管理栄養士又は栄養士（兼務） 1 名以上
- (7) 機能訓練指導員 1 名以上

（従業者の職務内容）

第 5 条 前条に定める従業者の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握、その他業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師は、利用者の健康管理及び療養上の指導を行うとともに、事業所の衛生管理等の指導を行う。
- (3) 生活相談員は、利用者及び家族からの相談に関する援助、利用申し込みに係る調整、他の従業者に対する助言及び技術指導、他事業所との連携・調整を行う。
- (4) 看護職員は、利用者の健康状態の確認、服薬管理、病状が急変した際の救急措置などの看護業務を通じて利用者の日常生活の支援を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の心身の状況を的確に把握し、自立的な日常生活を営むための必要な介護、支援を行う。
- (6) 管理栄養士又は栄養士は、献立の作成、栄養指導、栄養相談等の食事に関する栄養管理を行う。
- (7) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するため、また機能の維持、向上のための機能訓練、訓練指導及び助言を行う。

（利用定員）

第 6 条 事業所の利用者の定員は、20 名とする。

（指定短期入所生活介護等の内容）

第 7 条 指定短期入所生活介護等の内容は、入浴、排泄、食事等の介助、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、教養及び娯楽に係る活動の機会の提供並びに送迎とし、サービスの提供にあたっては次の点に留意するものとする。

- (1) 利用者の心身の状況を踏まえ、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うものとする。
- (2) 相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、サービスの目標及び当該目標を設定し、具体的なサービス内容を記載した短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画（以下「短期入所生活介護計画等」という。）を作成する。
- (3) 職員は、利用者及びその家族に対してサービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明するものとする。

- (4) 事業所は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、やむを得ない場合を除き、身体拘束その他、利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急かつやむを得ず身体拘束等を行う場合は、そのときの状態、時間及び利用者の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由を記録し、家族にも報告するものとする。
- (5) 事業所は、自らその提供する指定短期入所生活介護等のサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(利用者負担の額)

第8条 利用者負担の額は、以下のとおりとする。

- (1) 介護保険負担割合証による保険給付の自己負担額を別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 食費、居住費は、別表に定める額により支払いを受ける。
- (3) 利用料として日用品費、教養娯楽費、理美容代、その他の費用等を別に定める料金表により支払いを受ける。

<別表（第8条）・（介護予防）短期入所生活介護>

提供サービス	利用者 負担段階	自己負担内容および利用料金		
		食費（食事提供費）	滞在費	
			個室	多床室
短期入所生活介護	第1段階	300円	320円	0円
	第2段階	390円	420円	370円
	第3段階	650円	820円	370円
	第4段階	1,833円	1,833円	1,344円
室料	個室		2,037円	0円

(通常の送迎の実施地域)

第9条 通常の送迎の実施地域は、以下のとおりとする。

婦中町

(サービスの利用にあたっての留意事項)

第10条 サービスを利用するにあたり、次の事項を留意するものとする。

- (1) 利用者は、サービスの利用にあたって、必要に応じて医師の診断や利用当日の健康状態等を事業所に伝え、特に感染症等の疑いが少しでもあるような場合は、必ず事業所へ連絡し、事業所が適切なサービス提供を行えるよう留意するものとする。
- (2) 利用者が外出するときは、事前に外出届を提出し、管理者又は責任者の承認を得なければならない。
- (3) 喫煙は、敷地内全面禁煙とし、火気の取り扱いも厳禁とする。
- (4) 飲酒は、原則として禁止する。
- (5) 設備・備品等の利用は、丁寧に取り扱うとともに施設外に持ち出してはならない。
- (6) 多額の金銭及び貴重品は、原則持ち込まない。
- (7) 営利行為・宗教の勧誘・特定の政治活動は、禁止とする。
- (8) その他、他の利用者への迷惑行為は禁止とする。

(非常災害対策)

第11条 非常災害に備えて、管理者は災害に対処するための計画を作成し、防火管理者を設置し、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

避難、救出その他必要な訓練を行う回数 : 年2回以上

(緊急時等における対応方法)

第12条 サービス提供時に利用者の病状の急変、その他緊急事態が発生した場合は、速やかに看護師、同建物の富山西リハビリテーション病院の医師(以下「医師」とする。)に報告し、状態を確認するとともに管理者へも報告する。医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合は、他、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講じる。

(衛生管理等)

第13条 利用者の使用する建物、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じる。

- 2 事業所において感染症が発生、又はまん延しないように必要な措置を講じる体制を整備するとともに状況に応じ保健所の助言、相談を求める。

(苦情処理)

第14条 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付担当者、苦情解決責任者を設置し、必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、提供したサービスに関し、介護保険法の規定により富山市からの文書の提出や質問、照会に応じ調査にも協力するとともに富山市からの指導、助言を受けた場合は当該指導、助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第 15 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切に取り扱うものとする。

- 2 事業所、職員が得た利用者とその家族の個人情報については、サービスの提供以外の目的では原則、利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて、利用者又はその家族の了解を得るものとする。
- 3 職員は、退職後も正当な理由がなく、在職中に知り得た利用者とその家族の情報は漏洩してはいけない。

(地域との連携等)

第 16 条 事業の運営にあたっては、地域住民又はその活動等との連携及び協力を行うなど地域との交流を図るものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 17 条 事業者は、職員の資質向上のために研修の機会を設ける。

- 2 職員の就業に関する事項は、別に定める富山西ショートステイの就業規則による。
- 3 職員は、法人が実施する年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤従事者に関しては年 2 回受診する。
- 4 事業所は、短期入所生活介護等に関する記録を整備し、そのサービスを完結した日から 5 年間は保存する。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議、または富山西リハビリテーション病院、富山西ショートステイの管理者等を含めた協議のうえで定めるものとする。

附則

この運営規程は、平成 29 年 11 月 1 日より施行する。

令和元年 10 月 1 日 改定

令和 3 年 4 月 1 日 改定